

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会誌投稿規程

平成 22 年 11 月 11 日制定

## 1. 投稿資格

投稿は公益社団法人日本口腔インプラント学会会員に限る。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

## 2. 原稿内容

1) 原稿の内容は、口腔インプラント学に関連した基礎・臨床に関するもので、未発表で日本語もしくは英語で書かれたものに限る。

2) 原稿は、総説、原著（基礎研究、臨床研究）、症例報告、調査・統計・資料、その他のいずれかとする。このほかに編集委員会から依頼した論文を掲載することがある。

## 3. 倫理規程ならびに利益相反

ヒトを研究（実験）対象とする内容については、ヘルシンキ宣言を遵守し、倫理的に行われ、ヒトを対象とする研究に関する法律や基準に則し、さらに患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントが得られていなければならない。また、厚生労働省に登録済の所属施設倫理審査委員会あるいは本会医学倫理審査委員会等の承認が得られていなければならない（口腔インプラントの適応外使用および未承認の材料等を用いた論文（総説等の依頼論文含む）についても同様の取り扱いとするが、その製品名の後に適応外使用あるいは未承認であることを明記\*する。製品名（製造社名、都市名、国名、適応外使用または未承認材料\*））。

また動物を研究（実験）対象とする内容については、動物保護や愛護に関する法律や基準に則し、所属施設の動物実験委員会の承認が得られていなければならない。

上記事項も含め、倫理規程は公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理規程、利益相反については公益社団法人日本口腔インプラント学会口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針に則していなければならない。論文投稿者は本学会もしくは他の機関で倫理審査を受けて承認されている場合は、承認番号を付与してその旨を本文末尾に記載する。また、利益相反（COI）自己申告書（様式 3：本学会ホームページよりダウンロードする）を提出するとともに、原稿中に利益相反（COI）状態を記載し、利益相反（COI）状態がない場合でも「本論文に関して、開示すべき利益相反状態は無い」等と本文末尾に記載する。総説等の依頼論文についてもこれに準ずる。

## 4. 本誌の発行予定・投稿締切

本誌は 3 月（10 月末日締切）、6 月（1 月末日締切）、9 月（4 月末日締切）および 12 月（7 月末日締切）に発行することとし、必要があれば増刊する。

## 5. 原稿受付

原稿受付日は、原稿が編集委員会（事務局）へ到着した日とする。

## 6. 原稿の採否

投稿規程に従わない原稿は受理しない。原稿の採否は複数の査読委員による審査をもとに検討し、編集委員会で決定する。

## 7. 原稿の書き方

### 1) 記載方法

和文原稿は、横書き、新かなづかいとし、外国人名および地名は原語を用い、原則として Microsoft Office Word で作成する。A4 判用紙に 12 ポイント、明朝体、24 字×28 行で、句読点には「.」と「,」を用い、いずれも全角で黒のインクにより印字する。英文原稿は、A4 判用紙にダブルスペース 12 ポイント、Times New Roman、28 行とする。原稿下部にはページ番号を、左側には行番号を付与する。

### 2) 学術用語

(1) 医学用語は「医学用語辞典」(日本医学会編)を用いる。

(2) インプラント関連用語は、最新の「口腔インプラント学学術用語集」(公益社団法人日本口腔インプラント学会編)を原則として用いる。

(3) 歯学用語は、「日本歯科医学会学術用語集」(日本歯科医学会編)を用いる。

(4) その他の一般的な用語については、本学会用字用語規則に準ずる。

### 3) 機器、器材および薬品の名称

それらの一般的な名称を記し、続けて ( ) 内にその製品名や型式、製造社名、都市名、国名を順に記す。

(例) インプラント体 (JSOI System®, Oral Implant Co., Tokyo, Japan)

### 4) 外国語表記

(1) 人名は通常姓のみを記す。

(2) 製品名、製造者名は、原語で記す必要があれば、頭文字を大文字、以下を小文字とする。

(3) 名詞以外の語で、原語で記す必要があれば、すべて小文字で記す。

### 5) 数字の取扱い

数値はすべて半角とする。

(1) アラビア数字 (算用数字) — 数量を示す場合

(2) 日本数字 (漢字) — 数字を含む名詞、形容詞、副詞など

(例) 一部分、二次う蝕、第三の、四方、十二指腸、十数回

### 6) 項目立て

項目を細分する場合は、1.2.3. ...., 1)・2)・3) ...., (1)・(2)・(3) ...., a・b・c....., a)・b)・c) .....の順によるものとする。

### 7) 単位、記号

一般に SI 単位系を使用し、主なものは下記のとおりとする。また、本文、図表、英文・和文抄録では数値と単位の間には必ず半角スペースを入れること (°と%を除く)。なお、基本単位にはピリオドは不要である。

長さの単位 cm, mm, μm, nm

面積の単位  $\text{cm}^2$ ,  $\text{mm}^2$

質量の単位  $\text{kg}$ ,  $\text{g}$

容積の単位 (液体の場合)  $\text{mL}$ , (固体の場合)  $\text{cm}^3$

(例)  $1\text{ cm}$ ,  $10\text{ mm}$ ,  $100\ \mu\text{m}$ ,  $1,000\ \text{nm}$

ここに記載された以外の記号については、慣習に従う。

## 8) 歯式の記載方法

(1) 本文中に初出の表記は、上下顎、左右側、歯種の順とする。

例：上顎右側第一大臼歯

(2) 2回目以降は Zsigmondy/Palmer 式 (以下、歯式記号) の歯式表記法あるいは Two-Digit system (FDI) を用いて差し支えない。ただし、本文中においては統一すること。

例：Zsigmondy/Palmer 式 上顎右側第一大臼歯 6

Two-Digit system (FDI) 上顎右側第一大臼歯 16

(3) ブリッジなど表現が難しい場合は歯式記号表記のみ、もしくは上下顎、左右側のみに省略してもよい (例：上顎右側ブリッジ)。

(4) 表題には原則として歯式記号および FDI 表記を用いない。

## 9) 年号

すべて西暦とする。

## 8. 論文の種別および記述形式

### 1) 論文の種別

#### (1) Letter to the editor

本学会誌に掲載された論文に対する意見 (賛成、批判、疑問など) などについての書簡とし、著者は 3 名以内、和文抄録および英文抄録は不要、文献数は 5 編以内、本文は 800 字以内 (図表なし) とする。

#### (2) 総説 (Review)

著者自身の研究を中心として、口腔インプラント学全般にわたる最近の進歩と背景を広い視野から総合的に解説したもので、和文抄録、文献、英文抄録は必須とする。

#### (3) 原著 (基礎研究・臨床研究) (Original paper)

口腔インプラント学に関わる研究で新規性および独自性が高く、客観的な結論が得られるものとする。臨床研究は、口腔インプラント臨床から導かれた独自性の高い研究で、原則として 10 症例以上の症例数をまとめたものが望ましい。書式は和文抄録、緒言、材料および方法、結果、考察、結論、文献、英文抄録とする。

#### (4) 症例報告 (Case report)

口腔インプラント臨床で定説になっている診断法・治療法・治療術式の修正等についての提言、稀有な症例、予期せぬ合併症、予期せぬ展開を見せた症例等についての報告であり、原則として上部構造装着後 3 年以上を経過している症例が望ましい。書式は和文抄録、緒言、症例の概要、考察、結論、文献、英文抄録とする。

#### (5) 調査・統計・資料 (Survey, statistics and materials)

口腔インプラント学に関わる新しい装置・技術の開発や使用経験などに関するもの、診療統計を含む調

査結果などを整理した内容で独自性が強いもの、および口腔インプラント学の進歩に必要な情報が提示されているもので、書式は和文抄録、緒言、概要、結果、考察、結論、文献、英文抄録とする。

## 2) 論文の記述形式

### (1) 論文の表題

簡潔に内容を表したもので、25字をこえる場合は、それ以内のランニングタイトルをつける。副表題は内容を表したものを記載する。

### (2) 著者の人数

総説は3名、原著は8名、その他は12名を上限とする。ただし、理由書を添付し編集委員会で認められた場合はこの限りでない。

### (3) 原稿の様式

和文原稿は、以下の順にまとめる。

#### a. 和文表題、和文著者名、和文所属機関（指導者名）

所属機関の記載については、大学または病院の場合には大学の講座名あるいは診療科名とし、企業の場合は企業名（賛助会員に限る）を記載する。それ以外は所属支部名（機関名）を記載する。ただし、機関名は省略してもかまわない。

（例）<sup>1)</sup> 横浜歯科大学解剖学講座、<sup>2)</sup> 関東・甲信越支部（千葉インプラント研究所）

#### b. 和文抄録

和文抄録は600文字以内で、目的、方法、結果、結論の明確なものとする。キーワードを3～5語以内で付ける。

#### c. 本文原稿

#### d. 文献

原著、調査・統計・資料は文献数30、症例報告は文献数15を上限とする。

#### e. 英文表題、英文著者名、英文所属機関、英文抄録

英文抄録は400 words以内とし、英文 Keywords（3～5 words）を付ける。

#### f. 図表のタイトルと説明文

#### g. 図表

#### h. その他

a) 所定の投稿票およびチェックリストを記入の上、原稿とともに提出する。投稿票には当該論文の所属長または指導者の自筆署名を必要とする。チェックリストに記載された各項目について確認し、著者チェック欄に「✓」印を入れる。

b) 英文論文の投稿は和文論文と同様にする（表題などは英文、和文の順にする）。ただし、編集委員会が必要と判断した場合、英文校閲者によるネイティブチェックを受けたことを示す英文校閲証明書の提出を求めることがある（書式は問わない）。

### (4) 文献の記載方法

文献の記載方法は、下記のとおりとする。また、文献記載時の句読点は「.」と「,」を用いる。

a. 文献は本文の次に一括して引用順に記載する。

b. 記載順序は以下の通りとする。

c. 文献の著者名は3名まで記載し、4名以降は「ほか」「et al」とする。

a) 雑誌論文

引用番号) 著者. 論文表題. 掲載誌名 (略記方法は後記) 掲載年; 掲載巻: 通巻頁始—通巻頁終  
(投稿後に受理され掲載が決定した論文は掲載年の後に (印刷中) と記載する). 掲載誌名の省略は原則として医学中央雑誌および Index Medicus に準拠する.

(例) 吉村健太郎, 須澤徹夫, 鈴木 大, ほか. カルシウム代謝からみる口腔インプラント: 骨代謝研究の立場から. 日口腔インプラント誌 2016; 29: 4-11.

(例) Koizumi H, Saiki O, Nogawa H, et al. Surface roughness and gloss of current CAD/CAM resin composites before and after toothbrush abrasion. Dent Mater J 2015; 34: 881-887.

b) 単行本

引用番号) 著者. 書名. 巻数, 版数, 出版社所在都市名: 出版社名, 引用頁始—引用頁終, 発行年.

(例) 赤川安正, 松浦正朗, 矢谷博文, ほか. よくわかる口腔インプラント学. 第3版, 東京: 医歯薬出版, 206-212, 2011.

c) 分担執筆の書籍 (雑誌別冊, 特別号を含む)

引用番号) 分担部執筆者. 分担執筆の表題. 編者または監修者, 書名, 出版社所在都市名: 出版社名, 引用頁始—引用頁終, 発行年.

(例) Lekholm U, Zarb GA. Patient selection and preparation. Brånemark PI, Zarb GA, Albrektsson T, eds. Tissue-integrated Prostheses, Chicago: Quintessence, 199-209, 1985.

d) 翻訳書

引用番号) 原著者 (原語): 翻訳者: 翻訳書名, 翻訳書巻数, 翻訳書版数, 翻訳書出版社所在都市名: 翻訳書出版社名; 翻訳書の引用頁始—引用頁終, 翻訳書の発行年: 原書名, 原著巻数, 原著の版数, 原著の出版社所在都市名: 原著の出版社名; 原著の発行年.

(例) Misch CE: 前田芳信, 和田誠大訳: 成功するインプラント補綴の条件; 第1版, 東京: 永末書店, 322-335, 2013: Contemporary Implant Dentistry, 第3版, St Louis: Elsevier Inc, 2008.

e) 規格

引用番号) 規格名 略号 規格番号—規定年. 規格タイトル名. 発行所名.

(例) JTST 6116-1990. 歯科鑄造用金合金. 日本規格協会.

f) ウェブサイト

引用番号) 著者名. ウェブページの題名. ウェブサイトの名称. (更新日付, 不明の場合のみ省略可). 入手先 URL. (参照入手日付)

(例) 矢島安朝. ビスフォスフォネート系薬剤とインプラント治療. (社) 日本口腔インプラント学会. 2009-08-01. <http://www.shika-implant.org/saisin/saisin090801.html>. (参照 2010-03-01)

g) doi

引用番号) 著者. 論文表題. 掲載誌名 掲載年; 掲載巻: doi

(例) Naujokat H, Kunzendorf B, Wiltfang J. Dental implants and diabetes mellitus—a systematic review. Int J Implant Dent 2016 Feb 11; 2(1): 5. DOI: 10.1186/s40729-016-0038-2

(5) 図表の取り扱い方法

図 (写真), および表は原則として1枚ずつ A4判サイズに作成する. 図 (写真) の解像度は 300dpi 以

上とし、形式は JPEG, BMP, TIF, PDF, 表は Excel, Word 形式とする。用紙の右下端に著者名, 図, 表番号を明記する。特に希望があれば寸法 (左右 80 ミリのよう) を右肩部に記載する。また, それぞれの本文への挿入箇所は本文右の余白に朱書する。図表の説明文は別紙にまとめる。

なお, 原則として図と表の説明文は本文中の言語を用いる。また, 図や表の中の文字もできるだけ本文中の言語を用いる。また, 図・表・トレースは実費とする。ただし, 依頼原稿はこの限りではない。

#### (6) 写真の取り扱い方法

写真はカラー, モノクロの印刷別を記載し, その挿入箇所を本文の右横に朱書する。カラー印刷の場合, 著者が実費を負担する。病理組織画像, 電子顕微鏡画像等には図中にスケールバーを入れる。

#### (7) その他

##### a. 謝辞など

必要とするときには本文末尾に, 論文の発表学会, 年月日, 場所および謝辞などの記載を付記する。

##### b. 利益相反 (COI)

利益相反状態については必ず記載する。

### 9. 著作権

本誌掲載の著作物の著作権の譲渡にあたって, 承諾書に著者全員の署名を行い, 投稿原稿とともに提出する。総説等の依頼論文についてもこれに準ずる。本誌に掲載された論文等の著作権 (著作財産権 copyright) は本学会に帰属する。

また, 本学会が必要と認めたときあるいは外部からの申請があったときは, 編集委員会で審議し, 掲載ならびに版權使用を認めることがある。その際, 出典の明記を義務づけることとする。

### 10. 複写権

本誌掲載の著作物の複写権, 公衆送信権は本学会に帰属するものとする。

### 11. 掲載料

論文掲載にあたっては, 掲載料を徴収する。掲載料は別途定める。ただし, 編集委員会からの依頼論文はこの限りでない。

### 12. 校正

著者校正は原則として初校のみとし, その際には字句の著しい変更, 追加, 削除等は認めない。

### 13. 別刷

別刷希望者は論文表紙に希望部数 (50 部を単位とする) を朱書し, 実費を負担する。

### 14. その他

この規程にない事項は, 別に編集委員会で決定する。

### 15. 原稿提出先

投稿論文は投稿票・承諾書・利益相反自己申告書（様式 3）・論文投稿チェックリストを添えて，日本口腔インプラント学会ホームページに設置してある投稿フォームから投稿すること．

#### 16. 補則

- 1) 本規程を改正する場合には，編集委員会の議を経て理事会の承認を経なければならない．
- 2) 本規程は，平成 26 年 3 月 15 日に一部改正し，同日から施行する．
- 3) 本規程は，平成 27 年 3 月 15 日に一部改正し，同日から施行する．
- 4) 本規程は，平成 27 年 12 月 6 日に一部改正し，同日から施行する．
- 5) 本規程は，平成 28 年 2 月 7 日に一部改正し，同日から施行する．
- 6) 本規程は，平成 29 年 7 月 30 日に一部改正し，同日から施行する．
- 7) 本規程は，平成 30 年 5 月 26 日に一部改正し，同日から施行する．
- 8) 本規程は，平成 31 年 2 月 9 日に一部改正し，同日から施行する．
- 9) 本規程は，令和元年 6 月 1 日に一部改正し，同日から施行する．
- 10) 本規程は，令和 3 年 3 月 20 日に一部改正し，同日から施行する．
- 11) 本規程は，令和 3 年 8 月 1 日に一部改正し，同日から施行する．
- 12) 本規程は，令和 3 年 10 月 24 日に一部改正し，同日から施行する．
- 13) 本規程は，令和 3 年 12 月 12 日に一部改正し，同日から施行する．
- 14) 本規程は，令和 4 年 3 月 27 日に一部改正し，同日から施行する．
- 15) 本規程は，令和 5 年 2 月 4 日に一部改正し，同日から施行する．
- 16) 本規程は，令和 5 年 3 月 19 日に一部改正し，同日から施行する．
- 17) 本規程は，令和 5 年 9 月 15 日に一部改正し，同日から施行する．

#### 参考

旧社団法人規程 平成 19 年 3 月 25 日制定および施行  
平成 19 年 9 月 14 日一部改正及び施行  
平成 20 年 9 月 12 日一部改正及び施行